

感染防止対策協力金(第10期)

国の基準では協力金の下限額は3万円となりますが、**第10期限りの経過措置として下限額を4万円**としています。

国の協力金 支給基準額

1日当たりの売上高	協力金の日額
7.5万円以下	3万円
7.5万円以上 25万円以下	3万円から10万円 ※売上高 × 0.4
25万円以上	10万円



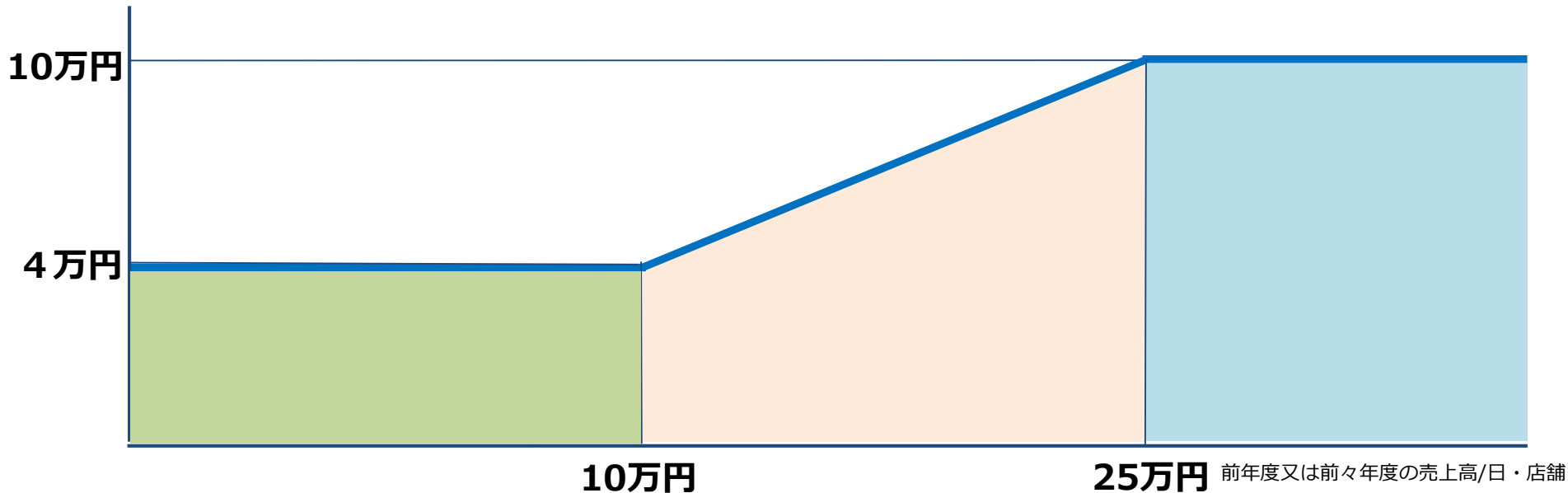
第10期限りの経過措置(今回)

1日当たりの売上高	協力金の日額
10万円以下	4万円
10万円以上 25万円以下	4万円から10万円 ※売上高 × 0.4
25万円以上	10万円

※ 売上高減少額方式については、従来から変更ございません。

協力金の金額のイメージ(まん延防止等重点区域)

協力金/日・店舗



協力金の額は前年又は前々年の時間短縮要請月の1日あたりの売上高 × 0.4 (千円単位 千円未満切上げ) で算出することになります。

※大企業等については前年又は前々年の時間短縮要請月の1日あたりの売上高減少額 × 0.4 (千円単位千円未満切上げ) により算出します。